



Shiodome Partners

# 平成23年度税制改正 (抜粋)

増税 ↑

減税 ↓

中立 →

## 全般

### 税務調査の事前通知

- ・税務調査を行う場合にはあらかじめ事前通知を文章で行うことに。
- ・平成24年1月1日以後の調査から。

### 更正の請求期間の延長

- ・現行1年⇒5年に。
- ・平成23年4月1日以後に法定申告期限が到来するものから適用。

## 法人税

### 税率の引き下げ ↓

- ・法人税率 現行30%⇒25.5%に。
- ・中小法人の軽減税率 現行22%⇒19%に。
- ・中小法人の特例措置 現行18%⇒15%に。
- ・平成23年4月1日以後開始する事業年度から適用。

### 欠損金の繰越控除 ↑

- ・控除前所得の80%に控除を制限(連結納税も同様)。
- ・繰越期間 現行7年⇒9年へ延長。
- ・中小法人等については現行通り100%控除可能。

### 減価償却制度 ↑

- ・平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率
- ・現行は定額法の償却率の2.5倍⇒2.0倍に。

### 貸倒引当金の損金算入 ↑

- ・貸倒引当金の適用業種を縮小し、銀行・保険等の業種及び中小法人等に限定。

### 寄付金の損金算入 ↑

- ・損金算入限度額 現行は資本金基準と所得基準の合計額の2分の1⇒4分の1に。

### グループ法人単体課税制度 →

- ・詳細は割愛。



Shiodome Partners

### 中間申告 →

- ・仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の12分の6を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出できない。

### 雇用促進税制 ↓

- ・雇用に10%以上増やした企業は1人20%の税額控除が可能。

### 試験研究を行った場合の特別控除 ↑

- ・適用期限の到来をもって廃止。

## 消費 税

### 課税事業者の判定 ↑

- ・次に掲げる売上高が1000万円を超える場合、事業者免税点制度を適用しない。
  - ①個人事業者の前年1月1日～6月30日の課税売上高
  - ②法人の前事業年度開始の日から6ヶ月間の課税売上高
- ・上記の適用に当たっては、課税売上高の代えて給与等の支払額を用いることができる。
- ・平成24年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

### 課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額控除 ↑

- ・当該課税期間の課税売上高5億円以下の事業者に限り、全額の仕入税額控除を適用。
- ・平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用。

## 所 得 税

### 給与所得控除の見直し ↑

- ・年収1500万円超は245万円で頭打ち。
- ・高額報酬役員等は控除額をさらに1/2まで圧縮。

※平成24年分以後の所得税について適用

役員給与等の収入金額	給与所得控除額
2000万円超2500万円以下	245万円～2000万円超部分の12%
2500万円超3500万円以下	185万円
3500万円超4000万円以下	185万円～3500万円超部分の12%
4000万円超	125万円

### 退職所得課税の見直し ↑

- ・勤続5年以下の役員等、優遇廃止。
- ・平成24年分以後の所得税について適用。

### 成年扶養控除の見直し

- ・年収568万円超は廃止。
- ・扶養親族が学生、障害者など一定の場合は控除あり。
- ・平成24年分以後の所得税について適用。

### 上場株式等の配当等に係る軽減税率の適用期限の延長

- ・10%の軽減税率の適用期限を2年延長(平成25年12月31日まで)。

### 上場株式等に係る配当所得の大口株主等の保有割合の変更

- ・現行5%⇒3%に引き下げ。
- ・平成23年10月1日以後の配当等に適用。

## 相続税

### 基礎控除の引き下げ

- ・従来5000万円+1000万円×法定相続人の数
- ・大綱3000万円+600万円×法定相続人の数

### 死亡保険金に係る非課税限度額

- ・同居していない成年の法定相続人は非課税枠の対象外。

### 税率の引き上げ

- ・2億円超の税率が引き上げ。
- ・最高税率が55%に。

現行	税率	改正後	税率
1000万円以下	10%	1000万円以下	同左
3000万円以下	15%	3000万円以下	同左
5000万円以下	20%	5000万円以下	同左
1億円以下	30%	1億円以下	同左
-	-	2億円以下	40%
3億円以下	40%	3億円以下	45%
3億円超	50%	6億円以下	50%
-	-	6億円超	55%

### 未成年控除及び障害者控除

- ・相続税の未成年者控除、障害者控除の控除額引き上げ 現行6万円⇒10万円に。

## 贈与税

### 税率(相続時精算課税制度以外) ↓

・20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

現行	税率	改正後	税率
200万円以下	10%	200万円以下	同左
300万円以下	15%	-	-
400万円以下	20%	400万円以下	15%
600万円以下	30%	-	-
1000万円以下	40%	1000万円以下	30%
1000万円超	50%	1500万円以下	40%
-	-	3000万円以下	45%
-	-	4500万円以下	50%
-	-	4500万円超	55%

・上記以外

現行	税率	改正後	税率
200万円以下	10%	200万円以下	同左
300万円以下	15%	300万円以下	同左
400万円以下	20%	400万円以下	同左
600万円以下	30%	600万円以下	同左
1000万円以下	40%	1000万円以下	同左
1000万円超	50%	1500万円以下	45%
-	-	3000万円以下	50%
-	-	3000万円超	55%

### 相続時精算課税制度 ↓

- ・受贈者の範囲に20歳以上である孫を追加(現行は推定相続人のみ)。
- ・贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げ(現行は65歳以上)。
- ・平成23年1月1日以後の贈与について適用。

## その他

### 環境税の導入 ↑

- ・石油石炭税の税率上乘せ。